

豊橋市民病院で発生した医療事故について

「血液データの確認状況の不備に伴い、投薬コントロールが不良となった事例。」

1 事故の概況

平成21年1月、喉頭癌の患者様（67歳・男性）に喉頭全摘出術を実施しました。術後よりカルシウムの補充が必要なため、平成21年1月から平成25年1月までカルシウム剤を継続処方しましたが、平成25年2月、高カルシウム血症による腎臓機能の悪化が見られ、人工透析が必要な状態に至りました。

これに対し、患者様は、カルシウム剤の処方については、血液検査により腎臓機能の異常の有無に注意し、投薬量を調節しなければならないところを、必要な検査もせず継続処方されたことが腎臓機能の悪化の原因であるとして、平成25年12月、本市を相手に損害賠償を求め、豊橋簡易裁判所へ調停の申立てを行いました。

その後の協議により、双方15,000,000円で和解することで合意し、平成26年7月調停調書を結ぶことになりました。

2 改善策

外来通院で投薬のある患者様には、年1回以上の採血検査を実施するよう徹底し、採血検査の結果に応じて専門の診療科へ紹介します。